住所　大阪市鶴見区今津北５丁目17番２号
　車永載　昭和62年９月25日生
住所　東京都練馬区氷川台３丁目11番５号
　金泰子　昭和52年10月28日生
住所　浜松市南区遠州浜３丁目２番21―301号
　セルソ・ヤスユキ・サトウ　昭和54年５月14日生
　アナ・ラウラ・サトウ　昭和36年７月３日生
　ギレルメ・ユウタ・サトウ　平成14年２月５日生
　ステファニイ・カオリ・サトウ　平成16年２月２日生
住所　静岡県藤枝市瀬古２丁目21番２―501号
　レイ・ジェイソン・アビレス・ノブハラ　平成元年４月13日生
住所　千葉県旭市萬歳1405番地
　江桂栄　昭和56年11月15日生
住所　札幌市東区北30条東１丁目３番６号
　叢丹　昭和58年５月６日生
住所　東京都西東京市保谷町５丁目６番２号
　アレックス・アドリッド・レフラン　昭和43年12月30日生
　ジェニファー・トゥペス・レフラン　昭和58年９月22日生
住所　群馬県渋川市伊香保町水沢435番地24
　黄薇　昭和45年２月23日生
住所　群馬県前橋市上小出町３丁目50番地６
　金良順　昭和59年５月26日生
住所　奈良市朱雀５丁目２番地２
　周萍　昭和44年６月10日生
住所　京都市左京区下鴨宮崎町４番地７
　姜勇哉　昭和60年12月25日生
住所　広島県東広島市西条町寺家7290番地27
　張学強　平成５年９月１日生

○外務省告示第二百九十四号

平成二十七年七月二十三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十一年三月三十一日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったウォノギリ多目的ダム・貯水池堆砂対策計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年七月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十五号

平成二十七年七月二十三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十七年三月二十九日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったソロ川下流域河川改修計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年九月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十六号

平成二十七年七月二十三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十八年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったタンジュンプリオク港アクセス道路建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十五年七月十九日付けの口上書により平成二十七年七月二十六日まで延長された。）がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成二十八年十二月二十六日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十七年八月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十七号

平成二十七年八月六日にバクーで、アゼルバイジャン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアゼルバイジャン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億円
3　署名者
　日本側　高橋二雄在アゼルバイジャン大使
　アゼルバイジャン側　ヘイダル・アサドフ農業大臣

平成二十七年八月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百九十八号

平成二十七年八月七日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
　日本側　加藤文彦在ウズベキスタン大使
　ウズベキスタン側　アドハム・Ｉ・イクラモフ副首相

平成二十七年八月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第九百五十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表成田ＶＯＲの項中「昭和53年５月20日」の次に「（平成27年10月15日から平成28年３月２日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

芝山上蓮にＶＯＲ同じ	Ｎ35°44′Ｅ140°24′千葉県山武郡芝山町	115.15	100なし	ＳＢＥ	24時間	平成27年10月15日	芝山ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第三項の表小松ＩＬＳの項中「小松空港及びその周辺」を「小松空港内」に、「平成19年11月22日から供用再開」を「平成27年９月17日から平成28年５月25日まで供用休止」に改める。

第四項の表成田ＤＭＥの項中「昭和53年５月20日」の次に「（平成27年10月15日から平成28年３月２日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

芝山上蓮にＤＭＥ同じ	Ｎ35°44′Ｅ140°24′千葉県山武郡芝山町	1,059	3なし	ＳＢＥ	24時間	平成27年10月15日	芝山ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十七年十月十五日から施行する。ただし、第三項の表小松ＩＬＳの項の改正規定は、同年九月十七日から施行する。

○国土交通省告示第九百五十二号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第百四号を参照）
　エプロン
　面積　二百七十四万七千六百四十平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年九月十七日

○外務省告示第二百九十九号

平成二十七年八月十四日にコロンボで、キリノッチ上水道復旧計画のための贈与に関する平成二十四年三月六日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「九億二千五百万円」に改める。
2　署名者
　日本側　菅沼健一在スリランカ大使
　スリランカ側　プリヤンタ・ラトナヤケ政策立案・経済・児童・青年・文化省外国援助局長

平成二十七年八月二十日

外務大臣　岸田　文雄